

議案第15号

八幡浜市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和4年2月28日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市駐車場条例の一部を改正する条例

八幡浜市駐車場条例（平成17年条例第175号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分に示すように改める。

改正後		
別表第1		
名称	位置	駐車できる自動車の種類
八幡浜市新川駐車場	八幡浜市本町橋右岸から沖の橋右岸までの541メートルの区域地先河川敷地内	普通自動車、小型自動車及び軽自動車（積載貨物を含め、長さ5メートル以下のものに限る。）とする。
八幡浜市駅前駐車場	JR八幡浜駅前広場	
八幡浜市北浜駐車場	八幡浜市北浜一丁目1590番地1	
八幡浜市朝潮橋駐車場	八幡浜市朝潮橋1526番地240及び242並びに1590番地20	
八幡浜市中央駐車場	八幡浜市182番地1及び182番地3	
八幡浜市新町角駐車場	八幡浜市字高須1454番地1及び1446番地3	
八幡浜市千代田町ちゃんぼん駐車場	八幡浜市字川通1472番地30、31及び34	
八幡浜市新町西駐車場	八幡浜市字新町433・434番地9	
八幡浜市双岩駐車場	八幡浜市若山1番耕地4番地11及び38、15番地1及び2、16番地3、19番地、21番地並びに23番地1	
(略)		
別表第2		
区分	使用料	
定期駐車をする場合	八幡浜市新川駐車場	全日(午前0時から午後12時まで) 1か月
	八幡浜市北浜駐車場	
	八幡浜市朝潮橋駐車場	
	(略)	
(略)		

改正前		
別表第1		
名称	位置	駐車できる自動車の種類
八幡浜市新川駐車場	八幡浜市本町橋右岸から沖の橋右岸までの541メートルの区域地先河川敷地内	普通自動車、小型自動車及び軽自動車（積載貨物を含め、長さ5メートル以下のものに限る。）とする。
八幡浜市駅前駐車場	JR八幡浜駅前広場	
八幡浜市沖新田駐車場	八幡浜市沖新田1581番地20	
八幡浜市北浜駐車場	八幡浜市北浜一丁目1590番地1	
八幡浜市朝潮橋駐車場	八幡浜市朝潮橋1526番地240及び242並びに1590番地20	
八幡浜市中央駐車場	八幡浜市182番地1及び182番地3	
八幡浜市新町角駐車場	八幡浜市字高須1454番地1及び1446番地3	
八幡浜市千代田町ちゃんぼん駐車場	八幡浜市字川通1472番地30、31及び34	
八幡浜市新町西駐車場	八幡浜市字新町433・434番地9	
八幡浜市双岩駐車場	八幡浜市若山1番耕地4番地11及び38、15番地1及び2、16番地3、19番地、21番地並びに23番地1	
(略)		
別表第2		
区分	使用料	
定期駐車をする場合	八幡浜市新川駐車場	全日(午前0時から午後12時まで) 1か月
	八幡浜市沖新田駐車場	
	八幡浜市北浜駐車場	
	八幡浜市朝潮橋駐車場	
(略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市駐車場条例別表第2の規定は、令和4年4月分として徴収する使用料から適用し、同年3月分までとして徴収する使用料については、なお従前の例による。

提案理由

八幡浜市沖新田駐車を港湾施設として管理するため。

